

伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成活動を行う伊勢原市子ども会育成会連絡協議会（以下「市子連」という。）の事業費及び活動経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする事業は、子ども会の会員（4歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生）を対象に実施する青少年の健全育成に資する事業及び研修会・会議の開催、広報活動その他市子連の目的を達成するために必要な事業とする。

2 補助の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動に必要な会議費
- (2) 活動に必要な消耗品、印刷製本費などの需用費
- (3) 活動に必要な通信運搬費などの役務費
- (4) 活動に必要な使用料
- (5) その他市長が認める経費

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 市子連の構成員となる地区子ども会育成会連絡協議会の数に10,000円を乗じて得た値を限度とする額
- (2) 当該年度の6月1日現在の市子連会員の数に200円を乗じて得た値を限度とする額

(交付の要望)

第4条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付要望書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、団体の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第4号様式）
- (2) 収支予算書（第5号様式）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金実績報告書（第8号様式）に次の書類を添えて、当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の5月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業報告書（第9号様式）

(2) 収支決算（見込み）書（第10号様式）

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日告示第116号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第243号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第53号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金の交付を要望します。

交付要望額 千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市子ども会育成会連絡協議会の補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第6条関係）

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

（注）事業計画書及び収支予算書を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

年度事業計画書

年 月 日	事業・会議等の名称	場 所	備 考

第5号様式（第6条関係）

年度収支予算書

1 収入

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
計				

2 支出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
計				

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 補助金交付決定額 千円
- 2 交付条件

（事務担当は、 ）

第7号様式（第8条関係）

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

④

交付決定のありました伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 | 既交付額 | 千円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 | 未交付額 | 千円 |

5 添付書類

伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金交付決定通知書の写し

第8号様式（第9条関係）

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市子ども会育成会連絡協議会補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実績額	千円
不用額	千円

（注）事業報告書及び収支決算（見込み）書を添付してください。

第9号様式（第9条関係）

年度事業報告書

年 月 日	事業・会議等の名称	場 所	備 考

第10号様式（第9条関係）

年度収支決算（見込み）書

1 収入

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
計				

2 支出

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
計				